

特許出願非公開制度に関する調査及び研究

令和6年度特許委員会第1部会第1グループ

浅見 浩二、田浦 弘達、大田黒 隆、藤村 明彦、武田 雄人

要 約

非公開特許制度は、安全保障上重要な発明を公開・実施・外国出願から制限し、必要に応じ補償を行う仕組みである。出願人には実施制限・取下げ不可・外国出願遅延などの負担が生じ、特定技術分野の判断や事前確認手続が重要となる。損失の補償に関するQ&Aにより一定の明確化は進んだが、外国出願予定や損失発生の疎明資料の不明確さなど新たな懸念も残る。

目次

1. はじめに
2. 制度概要
3. 特許出願前に想定される懸念点
 3. 1 保全審査（保全指定）を受けることの意味
 3. 2 保全審査（保全指定）の対象発明
4. 外国出願をする出願人への影響についての懸念点及び代理人の対応
 4. 1 外国出願に関する規定
 4. 2 特定技術分野に属する発明を出願する出願人への影響
5. 保全審査・保全指定中に想定される懸念点及び対応案
 5. 1 保全指定による不利益の回避方法等
 5. 2 特許出願の非公開制度の運用
 5. 3 代理人の委任状
6. 補償についての懸念点
 6. 1 補償に関するガイドライン等
 6. 2 令和5年度の報告書の要旨
 6. 3 Q&A の内容について
 6. 4 Q&A により新たに生じた懸念点
7. おわりに

1. はじめに

日本弁理士会会長から特許委員会への審議委嘱事項「1. 非公開特許制度に対する実務上の留意点に関する調査・研究」について、当委員会において調査研究した結果を、下記のとおり報告する。

なお、本報告書の内容は、インターネット等で公開されている限られた情報に基づいて作成しており、正確性を担保するものではない。また、本制度の性格上、安全保障の観点から非公開の規則、不文律も存在するものと考えられる。

2. 制度概要

本制度は、内閣府によると、「特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載されていた場合には、『保全指定』という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の

開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止する」という制度である。

3. 特許出願前に想定される懸念点

3. 1 保全審査（保全指定）を受けることの意味

出願人は、法の主旨どおり、積極的に保全指定を受けて、日本の安全保障の確保を推進するとともに、保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了した後は、特許査定を受けることにより特許権を取得することを選択できる。

一方で、保全指定を避けたい出願人も存在し得る。

例えば、保全指定を受けると、以下のような負担や制限、あるいは利得がある。

- (a) 国家の安全保障に関する部署や担当の創設負担、セキュリティ対策費の増加（とくに中小企業等にとっては負担が大きい）
- (b) 特許出願の取下げが制限される（法第 72 条）。
- (c) 対象発明の実施が制限される（法第 73 条）。
- (d) 対象発明の開示が禁止される（法第 74 条）。
- (e) 対象発明の適正な管理措置を講じなければならない（法第 75 条）。
- (f) 外国出願が制限される（法第 78 条）。
- (g) (c) や (f) 等の制限の代替として、通常生ずべき損失が補償されるものの（法第 80 条）、現時点では実績がなく、補償額の予測は困難である。
- (h) (c) ～ (f) に関して違反があった場合の罰則（法第 92 条、法第 94 条）。

なお、(g) は、保全指定を受けたい出願人にとってメリットであるといえるが、今後、補償内容の算出方法等が明らかになった段階で経営判断として保全指定を避けたいと判断される場合もある。一方、出願人は高額な補償を望むであろうが、それは国民の税金からの負担となるため、補償額の妥当性については、別途検討する必要がある。

3. 2 保全審査（保全指定）の対象発明

保全指定を受けると、上記のような一定の負担や制限が課され得る。また、保全指定の対象とならなくても、特許出願後、保全指定の対象になるか否かが審査される保全審査（すなわち、第二次審査）を受けることになった場合にも、一定の不利益が生じ得る（例えば、保全審査に付された出願に基づく外国出願が制限される等）。

したがって、特許出願に係る発明が保全審査の対象または保全指定の対象発明になる可能性があるか否かは、特許出願時に出願人が留意すべき事項といえる。

ここで、保全審査は、特許出願が政令で定める技術の分野（すなわち、特定技術分野）に該当する発明であるか否かを審査する第一次審査を経た発明が審査対象となる。第一次審査では、特許出願書類に記載された発明の中に、特定技術分野に該当する発明（すなわち、付加要件がある特定技術分野については、併せて付加要件も満たす発明）が含まれているか否かが審査される。そして、該当発明が含まれる場合には、当該発明が保全審査の対象となる（法第 66 条第 1 項）。なお、特定技術分野とは、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が含まれ得る技術の分野であり、国際特許分類を用いて政令で定められている。

したがって、出願人は、特許出願をしようとしている発明の技術分野が、特定技術分野に関連する可能性があるかを把握することが好ましいと言え、それにより、保全審査の対象となることや保全指定を受けることになる可能性があるかを予見することができる。

また、特定技術分野に該当する発明であるか否かは、出願後に特許出願に付される国際特許分類に基づき判断されるが、国際特許分類が、特許請求の範囲の各請求項に記載の発明に基づき付されるのではなく、特許出願書類に記載された発明に基づき付される可能性があることに留意すべきである。ただし、特許庁により開示される情報で

は、国際特許分類が、特許請求の範囲の各請求項に記載の発明に基づき付されるのか、特許出願書類に記載された発明に基づき付されるのか、不明である。そのため、特許請求の範囲の各請求項に係る発明は特定技術分野に該当しない発明であっても、特許出願書類の特許請求の範囲以外の書類に、特許出願に係る発明が特定技術分野に関連するような記載がある場合、その特許出願に特定技術分野に該当するような国際特許分類が付与される可能性があることに留意すべきである。

また、特許出願書類に記載された発明が特定技術分野に該当する発明であるかが判断される際、保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きい技術分野については、発明の経緯や研究開発の主体等の技術分野以外の要件（「付加要件」）も具備するか判断される。付加要件を具備するかどうかは、出願人が特許出願の際に記載した事項に基づき判断される可能性もあることに留意すべきである。

具体的には、付加要件として、発明が国の委託等（日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）、及び、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第22条のいずれかの適用を受けた特許出願に係る発明）であることが要件の一つとして挙げられている。特許庁により開示される情報では、特許出願が国の委託等に係る発明であるかは、出願人が願書に【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄を設け、適用を受ける特許出願であることを記載することが求められている。したがって、特許出願書類に記載された発明が付加要件（国の委託等）も具備するか判断されることになった場合、その判断材料が願書の記載事項に依拠することになる可能性（つまり、出願人が提供する情報に依拠する可能性）があるため、国の委託等に関連する特許出願を行う場合には、その旨を願書に記載するべきであることに留意すべきである。

4. 外国出願をする出願人への影響についての懸念点及び代理人の対応

4. 1 外国出願に関する規定

本法においては、特定技術分野に属する発明については、法第79条第4項の規定により特許庁長官から「公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合」を除き、原則として外国出願をしてはならないとされている（法第78条第1項）。その上で、法第78条第1項においては、例外として、以下の条件が列挙されている。

- ① 特定技術分野に属する発明を日本国において特許出願した場合であって、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき。
- ② 当該特許出願の日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間内（法第66条第1項）に法第66条第3項の規定による当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付した旨の通知が発せられなかったとき。
- ③ 法第66条第10項の規定による当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付をする場合に該当しないと判断した旨の通知を特許出願人が受けたとき。
- ④ 法第71条の規定による、保全審査の結果、保全指定をする必要がないと認めた旨の通知を特許出願人が受けたとき。
- ⑤ 法第77条第2項による保全指定を解除した旨の通知を特許出願人が受けたとき。

上記規定によれば、法第78条第1項に規定されている「当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間」が仮に最長の十月だった場合を考えると、法第79条第1項の確認（以下「事前確認」という。）を求めた場合を除き、特定技術分野に属する発明については、日本国において特許出願してから最大十月経たないと外国出願の可否が判明しないことになる。

4. 2 特定技術分野に属する発明を出願する出願人への影響

以下、特定技術分野に属する発明を出願して保全審査を経て又は経ずして保全指定されない場合における出願人への影響について検討する。

（１） 日本国に出願してから外国出願を行う方針の出願人

特定技術分野に属する発明について、日本国に出願してから外国出願を行う方針の場合、法の施行による致命的な影響はないと思われる。しかしながら、上述したように、事前確認を求めない限り、日本国において特許出願してから最大十ヶ月たないと外国出願の可否が判明しないため、出願人には少なからず影響は発生するものと思われる。

１） 日本国に出願した後に早期に外国出願をする意思がある場合

上述のように、法第 78 条第 1 項の規定による外国出願の可否が最大十月の間判明しないため、特定技術分野に属する発明について、日本国に出願した後に外国での早期権利化を目指し早期に外国出願をする意思がある場合には、法第 66 条第 1 項に定める特許庁長官による内閣総理大臣への送付処理及び保全審査（以下「保全審査関連手続き」という。）の発生によって、早期権利化が妨げられる場合があると考えられる。この点は、事前確認を特許庁長官に求めることで、出願可能となる時期を少しでも早めるという選択肢もある。ただし、事前確認の結果について、予見可能性が乏しい面は維持されているように思われる。

２） 日本国に出願した後に優先期間内に外国出願できれば足りるとする場合

上述のように、法第 78 条第 1 項の規定による外国出願の可否が最大十月の間判明しないが、この十月の期間は優先期間の十二月に対して二月余裕がある。したがって、特定技術分野に属する発明について、日本国に出願した後に、優先期間内に外国出願できれば足りるとする場合には、保全審査関連手続きによる影響は小さいと考えられる。

しかしながら、外国出願が可能とされてから翻訳文の作成をする場合、外国語書面出願制度を備えていない国へ優先期間内に直接出願をする場合には、二月という期間で翻訳文を完成させなければならず、余裕は小さい。なお、PCT ルートを採用することで翻訳文作成期間に余裕をもたせることはできるが、出願国が少ない場合はコストの問題が生じ得る。そのため、特に外国出願に慣れていない出願人については、費用をかけて事前確認を特許庁長官に求めることで、出願可能となる時期を早めるという選択肢もある。

（２） 第一国出願を外国出願にて行うことを基本方針としている出願人

特定技術分野に属する発明について第一国出願を外国出願にて行う場合には、事前確認手続きを行う必要が生ずる。よって、このような方針の出願人は、事前確認の手続きを行う費用の負担を免れない。

また、法では、発明が法第 66 条第 1 項本文に規定する発明か否かの特許庁長官又は内閣総理大臣による回答は「遅滞なく」なされることが規定されているが、この「遅滞なく」がどれくらいの期間かは今後の実績を確認することで把握したい。

（３） 出願人への影響を踏まえた弁理士ができる対応

以下に、本法による出願人への影響を踏まえた代理人としての弁理士ができる対応について記載する。

１） 日本国に出願してから外国出願を行う方針の出願人への対応

特定技術分野に属する発明について、日本国に出願してから外国出願を行う方針の出願人については、事前確認を特許庁長官に求めなければ、法第 78 条第 1 項に規定されている「当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間」を最長期間とする期間において外国出願ができないことを弁理士から出願人に説明しておく必要がある。その上で、早期に外国出願をする意思がある出願人及び外国出願の準備に時間を要する出願人に対しては、外国出願可能になる時期を早める対応として、法第 79 条第 1 項に基づく事前確認を行う手段があることを伝えることも、弁理士ができる対応の 1 つである。

なお、法第 79 条第 1 項では、「我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしていない場合に限

り」事前確認ができるとあるので、事前確認は、日本国への出願前に申請する必要がある。

ただし、外国出願禁止の事前確認を求める場合、保全審査を受ける場合よりも広く外国出願が禁止される可能性があることも付言する必要があるものと思われる。

また、外国出願が可能になった時点から少しでも早く出願日を確保したいという要望がある場合には、米国等、日本語で出願できる国については翻訳作業を待たずして出願することを提案することが出願人のために望ましいと考える。

なお、「保全指定を受けたことにより損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する」とした法第 80 条第 1 項に規定する損失の補償についても説明することが望ましい。例えば、法第 80 条第 1 項に規定する損失の補償によって、外国出願を前提に保全審査中に翻訳を発注した場合において、当該外国出願の対象である発明が保全指定を受けた際に、当該発注した翻訳の翻訳料が補償の対象になり得るとの情報が内閣府より発せられている。

また、法第 80 条第 1 項の規定による損失の補償によって、外国出願をすることを前提に保全審査中に外国代理人に手続を依頼した場合において、当該外国出願の対象である発明が保全指定を受けた際に、それまでにかかった外国代理人との手続に係る費用が補償の対象になり得るとの情報が内閣府より発せられている。

ただし、翻訳料については「翻訳の発注をせざるを得なかった事情や当該翻訳文の活用状況等」が考慮され、外国代理人との手続にかかる費用については「保全審査が終了するまでに外国代理人に手続を依頼せざるを得なかった事情や手続費用の精算状況等」が考慮されて、保全指定を受けたことにより生ずることが社会通念上相当といえる損失であると認められる範囲で補償が認められるとされている。

従って、発生した翻訳費用や代理人費用等が全額必ず補償されるわけではない点も出願人に説明しておく必要がある。

代理人としては、「保全指定を受けたことにより生ずることが社会通念上相当といえる損失であると認められる範囲」についての具体例を内閣府や特許庁からの情報から把握し、出願人にもし保全指定を受けたとしても損失が補償される形で翻訳等の外国出願の事前準備を適切なタイミングで進めることを助言できるようにしておきたい。

2) 第一国出願を外国出願にて行うことを基本方針としている出願人への対応

特定技術分野に属する発明について第一国出願を外国出願にて行う場合には、法の施行によって、事前確認を行う必要があることを弁理士から出願人に説明する。

その上で、場合によっては、当該発明について日本国に特許出願をしてみず優先日を確保した上で、外国出願を行うことを提案することが望ましい。保全審査関連手続きによって、外国出願を第一国出願とする場合、法の施行によって出願日の遅延が確実に発生する故である。

3) その他

外国出願をする際に事前確認を行うことが必要と出願人が判断した場合、外国出願の出願日の遅れを少しでも小さくするために、当該確認手続きは可能な限り迅速に行われるべきであり、確認手続きにかかる期間をしっかりと管理する必要があると思われる。もちろん、保全審査関連手続きにかかる期間についても管理する必要がある。

また、資力に乏しい者にとっては、外国出願の費用負担に加え、さらに法第 79 条第 1 項の事前確認手続きを行う費用が追加されることになる。そのため、資力に乏しい者のために、当該確認手続きの費用の減免制度を導入されることが望ましい。

なお、上記説明において提案した法第 79 条第 1 項に規定する事前確認においては、「公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らか」である場合を除いて、外国出願が禁止される旨の回答がなされることになる。この「国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らか」という基準が厳しい故、日本へ特許出願して一次審査及び保全審査を経た方が、外国出願事前確認を求めるよりも、幅広い発明が外国出願禁止の対象から外れることになる。

この点に鑑みれば、出願人の外国出願の方針が外国に第一国出願するという方針であったとしても、その方針を

変更してでも、まず国内出願を行うことで優先日を確保することを推奨すべきと考えられる。

5. 保全審査・保全指定中に想定される懸念点及び対応案

5. 1 保全指定による不利益の回避方法等

特許出願人には、保全審査中及び保全指定中に、保全審査中の発明公開の禁止（法第 68 条）、保全対象発明の実施の制限（法第 73 条）、保全対象発明の開示禁止（法第 74 条）、外国出願の禁止（法第 78 条）等の制限が課せられる。

この点、特許出願人が取り得る手法としては下記から変更ないように思われる。

- ・特許出願の取り下げ

保全審査中に特許出願を取り下げれば、その時点で保全審査も特許手続も終了し、保全指定の余地がなくなる。

- ・保全指定の解除（法第 77 条）

一旦保全指定を受けた場合には保全指定の解除（法第 77 条）を受けることにより保全対象発明に課せられる制限を解除することができる。代理人は、保全指定の対象となる発明が、保全指定を継続する必要性を減少させる事情がある場合には、保全指定が解除される可能性があることをアドバイス可能である。

5. 2 特許出願の非公開制度の運用

実際に法第 66 条第 3 項の通知を受けた弁理士から話をお伺いする機会が得られたため、その結果を報告する。特許出願後、特許庁にて政令で定められた国際特許分類が付与された場合には、出願ファイルが内閣府に送付され、代理人弁理士宛に通知書が郵送される。この通知書には、出願人の実務担当者に関する情報（住所、部門、担当者氏名、電話番号、メールアドレス等）の提供依頼が含まれる。

通知書を受けた代理人弁理士は、出願人に通知書を送付し、内閣府に提供する情報を収集してもらうことが望ましい。なお、特許出願の代理人となった弁理士が、保全審査に関する代理人として通知の受領や書類の提出を行うには、委任状を作成・提出する必要がある点に留意する。

5. 3 代理人の委任状

依然として委任状の様式は定められていないため、少なくとも、委任する弁理士名、対象出願番号、委任する手続内容を明記することが適当である。

6. 補償についての懸念点

6. 1 補償に関するガイドライン等

損失の補償は、法第 80 条に規定されている。本法に基づいて、基本指針の第 4 章第 6 節に、損失の補償の項目がある。

令和 5 年度の報告作成後、内閣府のウェブサイトにて、「損失の補償に関する Q&A（以下「Q&A」という。）」が PDF 形式で公開された。この Q&A は、基本指針において「補償の対象となり得る損失やその算定の考慮要素の例について、担当部局において別途 Q&A 等の形で示すこととする」と、記されたとおりのものである。

かかる Q&A は、令和 5 年度の報告書で望まれていたガイドラインの形式ではないものの、請求人の予見性を高めるものと考えられる。そこで、本報告書では、Q&A により、令和 5 年度の報告書で懸念点として挙げた事項が解消されたか、Q&A により新たに生じた懸念点があるのかを報告する。

なお、損失補償の請求人になり得るものは、保全指定の通知を受けた特許出願人（以下「指定特許出願人」という。）又は指定特許出願人であった者である。

また、指定特許出願人と契約関係にある事業者（発明共有事業者を含む）に損失が発生した場合であって、契約に基づき指定特許出願人がその損失を負担することとなった場合、指定特許出願人が受けた損失であるとして補償の対象となり得ること、および第三者が受けた損失は補償の対象にならないことが、発行日令和 6 年 7 月 8 日付け

の第2版に記載されている。

6. 2 令和5年度の報告書の要旨

令和5年度の報告書では、損失補償の内容、補償金額及び算出方法が不明であったことから、ガイドライン等により明確化されることが望まれていた。そして明確化されることにより契約の相手方や株主との信頼関係が維持できると期待されていた。併せて、株主に保全指定を受けたことを開示しても良いのか不明であると記されていた。

6. 3 Q&A の内容について

Q&A は、総論：補償の概要について（Q&A1～6）、各論：補償対象・範囲について（Q&A7～15）、同：補償条件について（Q&A16～17）及び同：その他（Q&A18）により構成されている。

これらの Q&A により、損失補償の内容が事例を含めて、ある程度は具体化、明確化されたと考えられる。例えば、法第80条第1項の「通常生ずべき損失」については、そのような損失が生ずることが社会通念上相当といえる範囲とされており（Q&A2）、この Q&A2 では、①～③の三つのケースについて具体例が示されている⁽¹⁾。また、補償金額及び算出方法については、発生した損失に基づき、補償を受けようとする者が補償請求額を算出することになっており（Q&A4）、補償を受けようとする者が内閣府に提出する請求書に添付する疎明資料において、損失の内容及び金額を疎明することになっている（Q&A17）。この Q&A17 では、A2 の①～③の各ケースに対応させた疎明資料の具体例が示されている。そして、内閣総理大臣が補償金額を算定して決定するに当たっては、請求人と意思疎通を図りつつ、関係省庁や専門家の意見も聞きながら、客観性を持って算定することになっている（Q&A6）。

なお、令和5年度の報告書で記された補償のうち、開発費については、開発・設備投資の額が直ちに「保全指定を受けたことによる損失」といえるものではないとされ（Q&A11）、外国出願が禁止されているために発生した損失については、逸失利益又は実施料相当額として補償の対象となるとされている（Q&A8）。

6. 4 Q&A により新たに生じた懸念点

Q&A8において、外国出願が禁止されているために発生した損失について補償の対象となるとされているが、請求人が提出すべき「保全指定を受けなければ、当該国で特許出願をして当該第三者よりも先に特許権を取得していた」ことの疎明資料が具体的に明らかでない点が懸念される。特に外国に出願する予定であったことを疎明するのは難しいと考えられる。

この懸念点に関し、例えば、過去の自社出願の外国出願動向を使って説明することが考えられる。

Q&A13において、外国出願をすることを前提に保全審査中に翻訳を発注していたところ、保全指定を受けたために、優先日を確保した状態での外国出願が出来なくなった場合における翻訳費用は補償の対象となるとされているが、請求人が提出すべき「保全審査が終了するまでに翻訳の発注をせざるを得なかった事情」の疎明資料が具体的に明らかでない点が懸念される。

この懸念点に関し、例えば、年度予算確保の都合上、出願年度に翻訳発注しておきたかった等の事情について説明することが考えられる。

Q&A14において、外国出願をすることを前提に保全審査中に外国代理人に手続を依頼していたところ、保全指定を受けたために、優先日を確保した状態での外国出願ができなくなった場合における、外国代理人との手続に係る費用は補償の対象となり得るとされているが、請求人が提出すべき「保全審査が終了するまでに外国代理人に手続を依頼せざるを得なかった事情」の疎明資料が具体的に明らかでない点が懸念される。

この懸念点に関し、例えば、年度予算確保の都合上、出願年度に外国代理人に依頼しておきたかった等の事情について説明することが考えられる。

Q&A16において、第三者から得られたであろう特許権に基づく実施許諾料相当額等を補償の対象として請求する場合に、保全指定の解除前であっても、保全指定を受けなければ特許権を取得していたであろうと認められ

ば、請求は可能とされているが、請求人が提出すべき「保全指定を受けなければ特許権を取得していたであろう」と、認められるための疎明資料が具体的に明らかでない点が懸念される。

この懸念点に関し、審査官との面接記録において特許できるとの心証を得られた旨の記載や、拒絶理由通知書において特定の請求項には拒絶理由が発見されていない旨の記載等が考えられる。

Q&A17において、請求人が損失の補償を請求するに当たり、事前に専門家のアドバイスを受けることができるか明らかでない点が懸念される。

その他、特許出願の非公開制度によって、職務発明における従業者等が受けるべき相当の利益の額が、非公開とされなかった出願の場合に比べて変動する可能性がある点が懸念される。

7. おわりに

審議委嘱事項「1. 非公開特許制度に対する実務上の留意点に関する調査・研究」について、当委員会において調査研究した結果、ある程度の懸念点が解消されたといえるため、今後は実際に運用して発生した課題およびその解決手段が共有されることが期待されとの結論に至った。ただし、本報告書の内容は、報告書作成時点のインターネット等で公開された限られた公開情報に基づいて制度を把握したものであり、正確性を担保するものではない。

(注)

- (1) ①発明の実施を不許可とされたため、保全指定期間中、国内外で製品の製造、販売をできなくなったことにより、保全指定を受けずに製造、販売できていた場合に比して失われた利益に係る損失
- ②第三者が保全対象発明と同一の発明を実施したが、特許権が留保されているため、保全指定期間中、特許権に基づく実施許諾料相当額等を請求できないことにより失われた利益に係る損失（Q7-8 参照）
- ③保全指定前に支出していたが保全指定を受けたことにより支出した目的を果たせなくなった費用に係る損失（Q13-14 参照）や保全指定を受けたことにより追加的に要した費用に係る損失（Q15 参照）

(参照情報・文献)

- ※1 令和四年法律第四十三号 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律、
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504AC00000000043_20240517_0000000000000000（2025 年 11 月 30 日アクセス）
- ※2 損失の補償に関する Q&A（第 2 版） 令和 6 年 7 月 8 日 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）、
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_sonshitsu_qa.pdf（2025 年 11 月 30 日アクセス）
- ※3 特許出願非公開基本指針（特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第 36 条第 1 項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針）（令和 5 年 4 月 28 日閣議決定）、https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin4.pdf（2025 年 11 月 30 日アクセス）

（原稿受領 2026.3.6）